

議案第 6 号

中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村放課後児童クラブ条例（平成15年条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

中札内村放課後児童クラブ条例（平成15年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表上札内放課後児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。